仕　　様　　書

産業観光局中央卸売市場第二市場
（担当　樋口、大江 電話 681-5791）

件　　名	汚水処理設備用ブロア整備委託（中央卸売市場第二市場）
履行期間	契約の日の翌日から令和９年３月３１日まで
契約条件	本委託は、京都市契約事務規則及び契約書によるもののほかはすべてこの仕様書による。 第１　目的 汚水処理設備（以下「設備」という。）の運転に支障のないようブロアを整備することでトラブル等を未然に防止し、市場の円滑な運営に寄与することを目的とする。 第２　用語の定義 仕様書において使用する用語のうち、契約書で定義していない用語を、次のとおり定義する。 監督員　　京都市契約事務規則第３９条に規定する監督職員等のことであり、本契約においては、産業観光局中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。 第３　委託対象（別紙：機器写真参照） ・ばっ気ブロア　３基 製造者：新明和工業製 型　式：ＡＲＳ１２５Ｅ ・貯留槽ブロア　２基 製造者：新明和工業製 型　式：ＡＲＳ１５０Ｅ 第４　委託内容 ばっ気ブロアと貯留槽ブロアについて、主に下記内容の整備を実施する。（電動機は整備対象外） なお、整備にあたり部品の運搬及び必要な仮設足場や工具、雑材の準備、ブロア補修塗装、調整および試運転確認、オイル・グリス交換等は本委託に含む。 １．ばっ気ブロア No.２整備　※個数は１台毎に搭載されている数量 ・玉軸受交換　（駆動側１個、従動側１個、ギヤ側２個）

・オイルシール交換（プーリー側：１個、反プーリー側：２個）
・油面計交換（ガスケット含む）
・逆止弁ＡＳＳＹ交換
・フィルタ交換　２個
・シール部ＡＳＳＹ交換
・駆動ローター、従動ローター　各１個交換
・Ｖプーリー、Ｖプーリーブッシング（ブロア用）　各１個交換
・Ｖベルト交換　４本

２．ばっ気ブロア整備No.１およびNo.３　※個数は１台毎に搭載されている数量
・玉軸受交換　（駆動側１個、従動側１個、ギヤ側２個）
・オイルシール交換（プーリー側：１個、反プーリー側：２個）
・油面計交換（ガスケット含む）
・逆止弁ＡＳＳＹ交換
・フィルタ交換　２個
・シール部ＡＳＳＹ交換
・Ｖプーリー、Ｖプーリーブッシング（ブロア用）　各１個交換
・Ｖベルト交換　４本
・ブロワローター部クリアランス調整作業

３．貯留槽ブロアNo.１及びNo.２整備　※個数は１台毎に搭載されている数量
・玉軸受交換　（駆動側１個、従動側１個、ギヤ側２個）
・オイルシール交換（プーリー側：１個、反プーリー側：２個）
・油面計交換（ガスケット含む）
・逆止弁ＡＳＳＹ交換
・フィルタ交換　２個
・シール部ＡＳＳＹ交換
・Ｖプーリー、Ｖプーリーブッシング（ブロア用）　各１個交換
・Ｖベルト交換　　４本
・ブロワローター部クリアランス調整作業

第５　実施要領

１　「第４　委託内容」の作業時間は、原則９時以降（準備を含む）に作業を開始し、１７時までに終えること。それ以降の時間に作業を希望する場合は、別途、監督員から指示された時間とすること。

２　施設を汚損することがないよう必要に応じ養生等すること。

３　作業完了後、整備した機器が正常に稼働するかどうか発注者立会いのうえ動作確認・試運転を行い、必要に応じて手直し等を行うこと。

４　作業完了後は、完了届を提出すること。

５　汚水処理設備保守管理業務委託受注者等との連絡を密にし、事故等の発生を

	防ぎ、市場の円滑な運営に努めること。 6　整備の結果、不良が発見された場合は、速やかに発注者へ報告すること。 第６　提出書類 受注者は次の書類を提出すること。 ・　（再委託がある場合）再委託承諾申請書 ・　業務工程表 ・　作業報告書 ・　完了届 第７　衛生管理及び養生等 1　原則として、資材、備品及び各種機械等の室内設置物は移動させないこと。 ただし、やむを得ず移動させる場合は、事前に連絡し、作業後は元通りとすること。 2　室内設置物は埃やゴミ等で汚損しないよう清潔な使い捨て養生シート等で覆うこと。 3　作業終了後は、ビス等の小物、道具、工具等の置き忘れがないことを十分確認し、作業終了後は、室内の清掃を行うこと。 第８　支払方法 受注者から完了届等の必要な書類を受領した後、提出された請求書に基づき支払う。 第９　その他の事項 1　受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他業務の実施に関係する法令に基づき業務を実施する。 2　第二市場は食品を扱う施設であり、衛生面には特に注意して業務を行うこと。 3　第二市場内の衛生管理区域内に出入する場合は、必ず所定の消毒を行うこと。 4　受注者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。 5　受注者は、当該作業に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないこと。 6　発注者は、受注者に対し、第二市場内において水及び電力を無償で提供する。ただし、受注者は節水、節電に努めること。 7　第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本委託の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、監督員と受注者が協議のうえ、本契約内容に必要な変更を行う。 8　委託業務の実施等により発生する細部の事項は、監督員と受注者が協議のうえ決定する。

注　本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

作業機器対象　　別紙






No.3
ばっ気ブロワ


No.2
貯留槽ブロワ
No.1
貯留槽ブロワ